

牟岐町介護職員等確保支援補助金交付要綱

令和6年4月1日

要綱第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員等の確保および定着を図るため、町内において介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護サービス事業所に新たに従事する介護職員等に対し、予算の範囲内で、補助金を交付することにつき、牟岐町補助金交付規則（昭和60年規則第3条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス 法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、介護予防地域密着型サービス及び介護予防支援をいう。
- (2) 介護サービス事業所 前号に規定する介護サービスを提供する事業所をいう。
- (3) 介護職員等 前号に規定する介護サービス事業所において、介護サービスに専従する、介護職員、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、理学療法士、作業療法士及び看護師並びに准看護師をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内の介護サービス事業所に新規に雇用された介護職員等とし、1週間の所定勤務時間が20時間未満の者を除くものとする。また、町税、水道料金その他の町が有する債権を滞納していない者とする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、5万円とする。なお、以下の各号に該当する場合は、各金額を加算するものとする。

- (1) 申請日時点において、39歳以下の者に対し5万円。
- (2) 他市町村から牟岐町への転入者（申請日時点において転入してから2年未満）に対し10万円。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雇用開始日から2年以内に、介護職員等確保支援補助金交付申請書(様式第1号)に雇用証明書(様式第2

号)を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により介護職員等確保支援補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、介護職員等確保支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付すべきものと認められないときは、介護職員等確保支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項に掲げる補助金の交付決定は、同一人に対し一度限りとし、状況の変化による追加交付等を行わないものとする。

(補助金の請求等)

第7条 補助金は、交付決定額を4等分した金額を6月、9月、12月、3月の連続する各四半期ごとに支払うものとする。ただし、申請者が希望する場合は、最終の支払い月に一括して請求することを認めるものとする。

2 前条の規定による助成金の交付の決定を受けた者は、介護職員等確保支援補助金請求書(様式第5号)により、前項に掲げる各月の5日までに町長に請求するものとする。

3 前項の規定による請求をすることができる者は、町が支払いを行う月の1日時点において、引き続き雇用されている者とし、月割りによる支給は行わないものとする。

(返還)

第8条 町長は、虚偽の申請等不正な手段及び他の補助金等と重複して当該補助金を受給した者に対して、その一部または全部について返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。